

第4回厚生労働統計調査における 民間委託の評価・改善等に関する検討会	参考資料 1-1
令和3(2021)年5月20日	

令和3年就労条件総合調査の概要

1 調査の目的

主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにすることを目的とする。

2 調査の範囲及び対象

(1) 地域

全国

(2) 産業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく16大産業〔鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち、家事サービス業を除く。）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業及びサービス業（他に分類されないもの）（政治・経済・文化団体、宗教及び外国公務を除く。）〕

(3) 企業

事業所母集団データベースの企業（単独事業所及び本社・本店・本所の事業所）を母集団として、上記(2)に該当する産業で常用労働者30人以上を雇用する民営企業（医療法人、社会福祉法人、各種協同組合等の会社組織以外の法人を含む）のうちから、産業、企業規模別に層化して無作為に抽出した約6,400社。

3 調査の時期

令和3年1月1日現在（一部の項目については、令和2年1月から12月までの1年間又は令和元会計年度）

4 調査事項

企業の属性、労働時間制度に関する事項、賃金制度に関する事項、労働費用に関する事項について、調査を実施する。

5 調査方法

本調査については、郵送調査及びオンライン調査の併用により、民間事業者から報告者に調査票を配布・回収する方法で行う。なお、民間事業者の創意工夫において、必要に応じて調査員による調査票の配布・回収を行うことも可能とする。

6 調査系統

厚生労働省－民間事業者－報告者

7 集計及び結果の公表

集計及び結果の公表は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）が行う。調査結果は、インターネット及び刊行物により公表する。